

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年12月まで

私は、20歳から国民年金に加入しないといけないと思っていたので、自分が20歳になった昭和45年*月頃に加入手続を行ったと思う。結婚した当時、家に集金人が来て、それまでの未納分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、その後は、毎月末に集金人に納付していた。

妻が退職してからは二人分を納付していたが、妻は完納となっているにもかかわらず、一緒に納付していた自分に未納期間があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳から国民年金に加入しなければいけないと思っていたので、20歳になった昭和45年*月頃に加入手続を行ったと思う。また、結婚(47年12月)した当時、集金人にそれまでの未納分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、その後は毎月末に集金人に納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年12月22日に払い出され、20歳到達時の45年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、集金人に保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できず、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和56年3月31日に、その時点で時効に至らない期間（54年1月から55年3月まで）の保険料をまとめて過年度納付していることが確認でき、申立期間については、その時点では時効により納付することができなかったものと推認される。

加えて、A市町村では、「集金人が過年度保険料を集金することはなかった。」と回答している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1086 (事案 296 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 4 日まで
② 昭和 39 年 7 月 20 日から 44 年 9 月 21 日まで

平成 21 年 3 月 12 日付けで、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。当時の状況についてより詳細な状況を思い出したので、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) A株式会社から事務を引き継いだB健康保険組合では、脱退手当金の代理請求を行っていたと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「当時の状況について、より詳細な状況を思い出したので、再調査してほしい。」と、再度申し立てている。

しかしながら、申立人から再度聴取したが、脱退手当金を支給していないことをうかがわせる新たな主張は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月頃から 52 年 1 月頃まで
私は、昭和 50 年 3 月頃から 52 年 1 月頃まで、A 区にあった B 事業所で営業をしていた。
給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 区にあった B 事業所で営業をしていた。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人が C 都道府県内の事業所（事業所名は不明）において、昭和 50 年 3 月 13 日に資格を取得し、51 年 12 月 20 日に離職したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険事業所記号番号払出簿では、B 事業所が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B 事業所の所在地を管轄する法務局に照会したところ、A 区に「B 事業所」の事業所名（商号）が確認できたものの、登記簿閉鎖後、20 年の保存期間が満了し廃棄処分となっているため、事業主等について確認ができない上、申立人は当時の事業主の氏名を記憶しておらず、記憶している同僚 3 人については、いずれも個人が特定できないため、申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の適用状況等について聴取することができない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 15 日から 37 年 8 月 31 日まで
② 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 2 月 27 日まで

私は、結婚のため、A株式会社B事業所を退職し、C都道府県へ戻った。退職届を提出した記憶はあるが、その際に、会社から脱退手当金制度について説明を受けた記憶は無く、請求手続を依頼した記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の整理番号の前後 200 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 2 月 27 日の前後 2 年以内に資格を喪失した者について調査したところ、脱退手当金の受給権を有していた者は申立人を含め 21 人であり、そのうち 13 人について脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、A株式会社B事業所の当時の人事担当者は、「退職時に脱退手当金の受給希望の有無を確認し、希望した者については代理請求の手続を行い、本人が退職後の住所地で受給できるようにしていた。通算年金制度が開設した以降も、受給を希望する者が多かったと記憶している。」と証言していることを踏まえると、申立人の脱退手当金について、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A株式会社B事業所の上記の被保険者名簿には、申立人について脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 5 月 30 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 18 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、出産を控えていたため、株式会社Aを退職したが、退職する際に、脱退手当金制度について説明を受けた記憶は無く、会社に請求手続を依頼した記憶も無い。

退職時に会社から受け取ったのは最後の給与だけで、失業保険の受給に必要な書類等も受け取っていないため、脱退手当金だけ受給したとは考えられない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱手支給済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 1 日から 50 日後の同年 2 月 20 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚のうち一人は、「退職する際に、事務担当者から、制度の説明と併せて受給希望の有無を聞かれたため、会社で手続してもらえるように依頼した。」と証言しているほか、株式会社Aの元女性社員は、「私は、昭和 40 年 6 月 30 日付けで同社を退職する際に、事務担当者に脱退手当金の請求手続を依頼した。当時、結婚や出産を理由に退職する者のほとんどは、会社に請求手続を依頼していたと記憶している。」と証言しており、これらの証言を踏まえると、申立人についても脱退手当金の代理請求が行われた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。